許可番号第０２３１０００３５６２号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　名古屋市熱田区南一番町１５番５号

氏　　名　加山興業　株式会社
代表取締役　加山　順一郎　様
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事　大　村　秀　章

許 可 の 年 月 日　令和　４（2022）年１２月２４日
許 可 の 有 効 年 月 日　令和１１（2029）年１２月２３日

１　事業の範囲

（１）積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上　５品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（２）積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上　１４品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可番号第０２３１０００３５６２号

（１）ア　所在地

豊川市千両町数谷原６６８番１

イ　面積

８８７．３０m2　（保管面積　４１．５６m2）

ウ　産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　保管上限

６６．４０m3

オ　高さ

該当なし

（２）ア　所在地

豊川市千両町数谷原６７１番１

イ　面積

１，１０８m2　（保管面積　５７．３３m2）

ウ　産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　保管上限

８１m3

オ　高さ

該当なし

（３）ア　所在地

大府市北崎町遠山２４４番

イ　面積

１，４００m2　（保管面積　８８．１０m2）

ウ　産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

エ　保管上限

１３６．２２m3

オ　高さ

該当なし

（４）ア　所在地

豊川市南千両二丁目１番

イ　面積

２，７３９．８３m2　（保管面積　８．６３m2）

ウ　産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　保管上限

１０．４０m3

オ　高さ

該当なし

（５）ア　所在地

豊川市市田町蓮池２０番２

イ　面積

５，７２７．３０m2　（保管面積　１６．７０m2）

ウ　産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ　保管上限

２９．０４m3

オ　高さ

該当なし

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

昭和５０年　６月　４日　新規許可
平成　９年　２月　５日　更新許可
平成１４年　２月　６日　更新許可
平成１９年　３月３０日　更新許可
平成２４年　３月　９日　更新許可
平成２７年１２月２４日　更新許可（優良認定）
令和　４年１２月２４日　更新許可（優良認定）
令和　７年１１月２０日　書換

5　積替え許可の有無

~~有~~　・　無

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

~~有~~　・　無